

議案第 105 号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

[改正理由]

常駐又は専任を求める規制の緩和を図る観点から、排水設備工事の指定工事店に係る指定基準の見直しを行うため改正する。

[内 容]

1 指定工事店の指定基準の緩和（第 5 条の 3 関係）

排水設備工事の指定工事店に係る指定基準のうち、神奈川県区域内に所在する営業所ごとに排水設備工事責任技術者の配置を求める基準を次のように緩和することとする。

改 正 後	改 正 前
排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから、1 人以上の者を選任していること。ただし、神奈川県区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。	排水設備工事責任技術者が 1 人以上専属していること。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日